

2021年11月17日

株式会社京葉銀行

## 「相続定期預金」の取り扱いについて

～ご家族の“やさしい思い出”を大切にお預かりします～

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）は、2021年11月22日（月）から相続により取得されたご資金を預入されるお客さまを対象とした、特別金利定期預金の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

### 【背景】

高齢化が進む日本では「大相続時代」の到来で次世代への円滑な資産承継のニーズが高まっております。

当行では、お客さまそれぞれの相続に対する課題を解決すべく、お客さまに寄り添ったコンサルティングを行っております。

### 【目的】

相続により受け継がれた大切なご資金を特別な金利でお預かりするとともに、さまざまな金融サービスをご提供することで、お客さまの課題解決に努めてまいります。

### 【商品概要】

名 称	「やさしい思い出」相続定期預金
お取扱期間	2021年11月22日（月）～2022年3月31日（木）
対 象 商 品	スーパー定期 期間6か月/1年 自動継続型（元加式/利払式）
お預入方法	窓口受付のみ
ご利用 いただける方	相続手続き完了後1年以内に相続により取得されたご資金をお預け入れ いただける個人のお客さま ※京葉銀行以外で相続手続きをされた方も対象となります。 くわしくはパンフレットをご覧ください。
適 用 金 利	6か月定期 年0.40%（税引き後 年0.318%） 1年定期 年0.20%（税引き後 年0.159%）
お預入金額	300万円以上1億円以内 （相続により取得した金額の範囲内）（1円単位）

以 上



「相続により取得  
されたご資金」  
が対象です

# やさしい思い出

相続定期預金

お取扱期間

2021年11月22日(月) ▶ 2022年3月31日(木)

ご家族の“やさしい思い出”は、  
京葉銀行が大切にお預かりします。

●対象となる定期預金：スーパー定期（期間6か月・1年）[自動継続型（元加・利払式）／固定金利]

お預入金額：300万円以上

1億円以内 （相続により取得された  
金額の範囲内）

（お預入期間）  
6か月 年0.40% （税引後）  
0.318%

（お預入期間）  
1年 年0.20% （税引後）  
0.159%



くわしくは裏面をご覧ください。

相続により受け継がれたご資産のための  
定期預金をご用意しました。

貯める  
増やす

商品概要	
お取扱期間	●2021年11月22日(月)～2022年3月31日(木)
対象商品	●スーパー定期 [期間:6か月/1年 自動継続型(元加式/利払式)] ※「スーパー定期」について、くわしくは店頭およびホームページに説明書をご用意しております。
お預入方法	●窓口受付のみ ※本商品は複数店舗でのお預け入れはできません。 ※スーパー総合口座でのお預け入れとさせていただきます。
適用金利	●6か月定期 年0.40%(税引後 年0.318%) ●1年定期 年0.20%(税引後 年0.159%)
お預入金額	●300万円以上1億円以内(相続により取得された金額の範囲内)(1円単位) ※お一人さまあたりのお預入限度額は1億円となります。複数回に分けてのお預け入れも可能です。 ※1回あたりの最低お預入金額は300万円(1円単位)となります。
お預け入れの条件等	●下記①、②の条件を満たす個人のお客さまが対象となります。 ①相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金をお預け入れいただく個人のお客さま。 ※京葉銀行以外で相続手続きをされた方も対象となります。 ※相続により取得した預金の他、死亡保険金、不動産や株式等の換金代金等も対象となります。 ②相続により取得した資金を確認できる書類のご提示が必要となります。下記『「やさしい思い出」相続定期預金のお預け入れに際してご用意いただく書類』をご確認ください。 ※お預入資金として、被相続人名義の定期預金から「やさしい思い出」相続定期預金への預け替えも可能です。 ※すでにお預け入れの「やさしい思い出」相続定期預金からの預け替えはできません。
満期後の取り扱い	●初回満期日以降は、満期日現在の店頭表示金利が適用され、スーパー定期として自動継続いたします。
中途解約時の取り扱い	●初回適用金利に対して、当行所定の中途解約利率が適用されます。

※金融環境の変化等により、本定期預金は予告なく内容の変更または取り扱いを中止する場合があります。

※他のキャンペーンとの併用はできません。

## 「やさしい思い出」相続定期預金のお預け入れに際してご用意いただく書類

- 京葉銀行で相続手続きをされた方の確認書類のご提示は不要です。
  - 京葉銀行以外で相続手続きをされた方は下記①～③全ての書類の提示が必要となります。
  - ①お預け入れいただく方が相続人であることが確認できる書類  
(例) ●戸籍謄本の写し ●遺言書 ●遺産分割協議書 など
  - ②金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類  
(例) ●被相続人名義の解約済通帳や計算書 など
  - ③お預け入れいただくご資金を相続により引き継いだことが確認できる書類  
(例) ●被相続人名義の解約済通帳や計算書と、その解約金を入金した口座の通帳 ●遺言書(金融機関名と金額の記載のあるもの)  
●遺産分割協議書(金融機関名と金額の記載のあるもの) など
  - お預入資金が死亡保険金、不動産や株式等の換金代金の場合は以下の書類を別途ご提示ください。  
〈死亡保険金の場合〉保険会社から送付された保険金等支払通知書等  
〈不動産や株式等の換金代金の場合〉売買契約書、不動産登記簿謄本、売却代金計算書等
- ※上記以外の書類をご依頼する場合があります。くわしくは窓口までご相談ください。

2021年11月22日現在 DNP